

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成19年3月27日

条例第22号

改正 平成28年2月19日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年9月末日までに、広域連合長に対し、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(平28条例4・一部改正)

(公平委員会の報告)

第3条 公平委員会は、毎年7月末日までに、広域連合長に対し、前年度における次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(平28条例4・一部改正)

(公表)

第4条 広域連合長は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月19日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2号の規定の適用については、同号に規定する不利益処分に関する審査請求には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てを含むものとする。